

沿岸広域振興局長告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成29年9月29日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 宮古市刈屋第3地割8番4地先から和井内第28地割41番3地先まで
 - (2) 宮古市和井内第21地割1番3地先から第6地割42番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成29年9月29日から同年10月29日まで